

(証券コード5701)
平成21年6月3日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
日本軽金属株式会社
代表取締役社長 石 山 喬

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権の行使の場合]

インターネット等による議決権の行使に際しましては、3ページから4ページ記載の「インターネット等による議決権の行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成21年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第102期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役11名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を行使し得る他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示がなされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- (3) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (4) 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nikkeikin.co.jp>)に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件等

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境等をご確認ください。

(1)画面の解像度が 横800×縦600ドット(S V G A)以上であること。

(2)次のソフトウェアをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降

イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0 以降(画面上で参考書類等をご覧になる場合)

※Microsoft® およびInternet Explorerは、Microsoft Corporation (マイクロソフト社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader®は、Adobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3)議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などは、株主様のご負担となります。

(4)携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、議決権行使専用ウェブサイトはご利用いただけません。

(5)インターネットに接続する際に、ファイアーウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

(6)議決権行使専用ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能(ポップアップブロック機能等)をご利用されている場合は、解除(または一時解除)のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取扱い

■インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

■議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

- インターネット等による議決権行使は、平成21年6月25日(木曜日)午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、後記4.の「中央三井 証券代行ウェブサポート」へお問い合わせください。

3. パスワードのお取扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

4. パソコンの操作方法等に関するお問い合わせ先

- インターネットによる議決権行使に関するパソコンの操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル

[電話] 0120(65)2031

(受付時間 土日除く 9:00~21:00)

- その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(78)2031 (フリーダイヤル)

(受付時間 土日除く 9:00~17:00)

《議決権電子行使プラットフォームについて》

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、米国のサブプライムローン問題や原燃料価格の高騰などの影響により、景気の後退が鮮明になりました。とりわけ昨年秋口以降は、米国の大手金融機関の破綻に端を発する世界的な金融危機がわが国の実体経済に深刻な影響を及ぼし、企業の収益悪化が急速に進行するなど、極めて厳しい状況となりました。

アルミニウム業界におきましては、自動車、電機・電子分野をはじめとする関連業界における大幅な減産・在庫調整を受けて、需要は大きく落ち込みました。価格面では、上半期に高騰したアルミニウム地金などの原材料市況が下半期には急落するなど、原材料価格の急激な変動が企業の収益に大きな影響を及ぼしました。

このような激変する状況下において、当社グループは、需要動向に即した事業構造への変革を進め、企業価値の向上を図りました。

すなわち、営業・生産・物流等あらゆる業務プロセスにおける効率化・合理化策を通じてコスト構造の見直しを図るとともに、不急の設備投資の繰り延べ、経費の大幅カットといった緊急施策を果敢に実施することにより、需要減に対応しうる事業体制の整備・構築に注力いたしました。特に、収益回復が課題となっているグループ建材事業においては、生産拠点の再編・集約、人員合理化等の大規模事業構造改革を着実に推進しております。

加えて、今後の成長が期待できる省エネルギー・省資源などの分野における新商品・新事業開発を展開するとともに、中国・東南アジアにおいて新工場建設・生産能力向上への投資を積極的に行うことにより、中長期的・持続的成長に向けての収益事業の強化を図りました。

当連結会計年度の業績を申し上げますと、急激な景気後退の影響により、製品需要は大幅に収縮し、連結売上高は大きく減少しました。損益面では、事業構造改革によるコストダウン効果にもかかわらず、売上の減少と製品価格下落による在庫評価損等により連結営業損失を計上し、連結経常損益においても大幅な損失となりました。また、グループ建材事業における生産拠点の再編・集約に伴う固定資産の減損損失、事業再編損失や人員削減に係る特別退職金などを特別損失として計上したことにより、連結当期純損失の計上を余儀なくされました。

科 目	業 績	前期比
連結売上高	5,540億94百万円	14.5%減
連結営業利益	△118億92百万円	-
連結経常利益	△169億36百万円	-
連結当期純利益	△314億42百万円	-

(注) △は損失を示しております。

株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、以上のような業績でございますので、期末の配当につきましては見送りとさせていただきます。事情をご賢察いただき、なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社グループの部門別の連結売上高および連結営業利益は、次のとおりであります。

部 門	連結売上高（前期比）	連結営業利益（前期比）
アルミナ・化成品、アルミニウム地金	1,207億25百万円（22.7%減）	7億48百万円（91.8%減）
アルミニウム板・押出製品	667億66百万円（15.9%減）	△57億37百万円（ - ）
加工製品、関連事業	2,265億43百万円（10.1%減）	39億76百万円（69.9%減）
建材	1,400億60百万円（12.6%減）	△78億70百万円（ - ）
消去又は全社	-	△30億9百万円
合 計	5,540億94百万円（14.5%減）	△118億92百万円（ - ）

（注）△は損失を示しております。

当社グループの部門別の概況は、以下のとおりであります。

〔アルミナ・化成品、アルミニウム地金〕

アルミナ・化成品部門におきましては、アルミナ関連では、建材向け水酸化アルミニウムの出荷が低調だったほか、上半期まで堅調に推移していた耐火材向けアルミナ、電機・電子材料向けアルミナ・水酸化アルミニウムの需要が下半期に入ると低迷し、加えて為替の影響を受けて輸出も大幅に減少した結果、全体として売上減となりました。

化学品関連は、需給の逼迫していたカセイソーダをはじめ上半期における製品出荷は堅調に推移しましたが、下半期に入ると景気悪化の影響を受けて、有機・無機の塩素製品をはじめ多くの品目で需要が停滞し、前期を下回る売上となりました。

以上の結果、全体の売上は前期を下回りました。

採算面では、原料のボーキサイトや原塩の価格上昇に対応すべく、アルミナ・水酸化アルミニウム、カセイソーダなどの製品価格の改定を実施したほか、高付加価値製品の販売促進に努めましたが、ボーキサイトの品位低下による生産性悪化や機械装置等の耐用年数の変更に伴う減価償却費の増加が大きく収益を圧迫した結果、前期に比べ大幅な減益となりました。

アルミニウム地金部門におきましては、電線向けなど堅調な分野もありましたが、主力の自動車向けが需要先における大幅な減産・在庫調整の影響を受けて、二次合金の販売が大きく減少したことにより、全体でも出荷減となり、加えて下半期に入り製品価格が急落したため、売上は大幅に減少しました。

採算面では、売上減に加えて、アルミニウム地金市況の急落に伴い在庫評価損を計上したことなどにより、極めて厳しい状況に置かれました。

以上の結果、アルミナ・化成品、アルミニウム地金部門の売上高は前期比22.7%減の1,207億25百万円、営業利益は前期比91.8%減の7億48百万円となりました。

〔アルミニウム板・押出製品〕

アルミニウム板部門におきましては、建材向けの出荷が低迷したほか、上半期まで堅調に推移していた半導体・液晶製造装置向け厚板、コンデンサ向け箔地などの販売も、下半期に入ると顧客の減産・在庫調整の影響を受けて、大幅に減少しました。

採算面では、燃料・副資材価格の高止まりに加えて、アルミニウム地金価格・製品価格とも下落基調で推移する中、下落前の高値で調達した地金を原料とした製品が価格下落後の安値で販売されるという悪循環に陥り、損益に甚大な影響を及ぼしました。

アルミニウム押出製品部門におきましては、自動車部品関連において中国第二の生産拠点となる日軽（上海）汽车配件有限公司を設立し量産を開始するなど、新たな需要開拓に向けた取組みを実施してまいりました。しかしながら、主力の国内市場では、自動車、電機・電子分野をはじめとする顧客業界において大幅な減産や設備投資の抑制が行われた影響を受けて、ほぼすべての需要分野にわたり販売量が減少し、採算面でも極めて厳しい状況となりました。

以上の結果、アルミニウム板・押出製品部門の売上高は前期比15.9%減の667億66百万円、営業損益は前期に比べ73億67百万円悪化し、57億37百万円の営業損失となりました。

〔加工製品、関連事業〕

主要部門の概況は、以下のとおりであります。

アルミ箔、粉末製品部門におきましては、アルミ箔関連は、上半期まで太陽電池用バックシートや医薬包材向けを中心として好調に推移しましたが、下半期に入り、電解コンデンサ用高純度アルミ箔の需要が大幅に減少したほか、ほぼ全分野にわたり販売量が減少しました。全体としては、上半期が堅調に推移したことにより、前期を上回る売上となりました。

粉末製品関連では、関連業界の低迷を受けて自動車塗料用アルミペーストの出荷が大幅に減少したほか、上半期まで好調に推移した太陽電池用機能性インキも下半期には欧州市場の景気悪化の影響を受けました。このため、全体としては、前期を下回る売上となりました。

輸送関連部門のうち、トラックの架装事業におきましては、排ガス規制強化に伴うトラックの買い替え需要の終息に加え、設備投資縮減による影響を受けて販売量が減少しました。

カーエアコン用コンデンサは、軽自動車向けの出荷は比較的堅調に推移しましたが、下半期に入り輸出向けを中心に販売量が大きく減少した結果、前期を下回る売上となりました。

素形材製品は、鍛造製品の売上は堅調な需要に伴い増加したものの、搭載車種の販売不振から鑄造製品の売上が大幅に減少した結果、全体の売上は前期を下回りました。

電子材料部門では、アルミ電解コンデンサ用電極箔は、一部製品で需要回復の兆しが見えるものの、電機・電子分野の需要低迷により、デジタル家電向けから産業機器向けに至るまで、幅広い分野にわたり出荷が減少し、売上も前期から大幅に減少しました。

パネルシステム部門におきましては、業務用冷凍・冷蔵庫およびクリーンルームとも、設備投資抑制の影響が大型物件の減少として顕著に現れ、売上は前期を下回り、採算面でも、上半期における原材料価格の値上がり収益を圧迫しました。

その他加工製品および関連事業のうち、容器は、新たにコーヒー豆用アルミ樽の出荷を開始しましたが、「第三のビール」（ビール風味アルコール飲料）の増加によるビール需要の減少を受けて、主力のビール用アルミ樽、業務用ビールサーバー洗浄用容器とも大幅に出荷が減少し、売上は前期を大きく下回りました。

景観製品につきましては、ろう付けハニカムパネルの出荷はやや減少しましたが、主力製品であるアルミ高欄の売上が順調に伸びた結果、前期を上回る売上となりました。

以上の結果、加工製品部門、関連事業の売上高は前期比10.1%減の2,265億43百万円、営業利益は前期比69.9%減の39億76百万円となりました。

〔建材〕

建材部門におきましては、平成19年の改正建築基準法の影響はほぼ収束したものの、民間設備投資の減少、公共投資の縮減、個人消費の冷え込みといった要因から、需要の減少基調に歯止めがかからず、企業間の競争は激しさを増すなど、極めて厳しい事業環境が続きました。

このような状況の中、グループ建材事業の中核会社である新日軽株式会社では、市場環境の変化に適合した事業構造への改革を図るべく、上半期において、正社員、派遣社員等の合計約400名の人員削減、減増資等による財務体質の強化等の施策を実施するとともに、生産・購買を中心に徹底したコストダウン活動を展開しました。さらに、下半期における一層の景気悪化に対応すべく、本年3月に同社船橋製造所の素材生産の北陸製造所への移管をはじめとする生産拠点の再編・集約や追加の人員削減策を決定するとともに、再度の増資により経営基盤の強化を図りました。

しかしながら、予想をはるかに超える市場の縮減により、建材部門の売上高は前期比12.6%減の1,400億60百万円、営業損益は前期に比べ48億94百万円悪化し、78億70百万円の営業損失となりました。

なお、本年1月に新日軽株式会社において、ビル用樹脂サッシの一部製品について防火設備個別認定を不適切な方法で取得していた等の法令違反が明らかになりました。当社グループでは、昨年もパネル製品において防火材料認定仕様と異なる仕様の製品を販売していたという問題が発生しており、再発防止に努めてまいりましたが、こうした取組みの中で新たな問題を引き起こしたことは誠に遺憾なことであり、大変申し訳なく存じます。

本件問題を重く受け止め、今後は、新日軽株式会社のみならず、当社グループとしてもコンプライアンス意識の高揚や品質管理の強化に主眼を置いた新たな再発防止策を策定し、これに基づくアクションプランを実行してまいります。

(2) 当社グループの設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は249億97百万円で、前期に比べ2億66百万円減少しております。

当連結会計年度中に完成した主要な設備は、次のとおりです。

部 門	会 社 名	設備の内容
アルミニウム地金	日本軽金属株式会社	蒲原製造所内ビレット鑄造設備
アルミニウム押出製品	日軽金アクト株式会社	新潟工場内使用済核燃料収納容器用 中性子遮蔽板材(MAXUS™)製造工場
アルミ箔、粉末製品	東洋アルミニウム株式会社	八尾製造所内他 太陽電池用バックシート 生産設備増設

(3) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、金融機関からの借入金を中心に資金調達を行いました。

なお、当連結会計年度末現在の社債および借入金の総額は2,313億5百万円で、前期末と比べ81億65百万円増加しております。

(4) 当社グループの対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、底入れの期待も見られるものの、世界的な経済危機という嵐が過ぎ去り、景気回復が本格化するまでにはかなりの時間を要することが予想され、全く予断を許さない状況が続くものと思われまます。

当社グループといたしましては、売上の拡大が当面見込めない現下の状況においても、これを克服して確実に利益を確保しうる強靱な経営体質を構築すべく、すべての事業部門において、事業構造・コスト構造の改革を実行してまいります。

具体的には、人件費等の固定費や経費の大幅削減などのコストダウン策を徹底するとともに、特に不採算事業における抜本的な事業体制の再構築や事業ポートフォリオの見直しを行い、収益性の改善を加速してまいります。

特に市場の収縮傾向が著しいグループ建材事業においては、本年3月に公表した生産拠点の再編・集約などの事業構造改革を確実に実行するとともに、同業他社との連携を視野に入れた事業競争力の強化を推し進めてまいります。

また、競争優位性のある事業や成長事業に対しては、継続して経営資源を投入し、経済危機を脱した後の回復期における飛躍に向けての準備も怠ることなく実行してまいります。

すなわち、「日本軽金属グループ中期経営計画（平成19年度～21年度）」のアクションプランとして掲げた成長戦略をさらに推し進め、収益力の向上につながる「強い商品・強い事業」を数多く創出してまいります。また、営業・開発・製造の各部門が一体となって「創って・作って・売る」を実践する組織の強化にも注力し、高度化・多様化する顧客のニーズを適確に汲み上げてまいります。

さらに、持続的成長の礎ともなる、企業の社会的責任（CSR）にも意を用いた経営を行い、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーから信頼と評価が得られる企業グループの構築を目指し、内部統制システムの整備、コーポレートガバナンスの強化に引き続き取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、現在の厳しい経営環境の克服を自らの責任と受け止め、以上の施策を着実に実行し、さらなる企業価値の向上に役職員一丸となって邁進していく所存であります。株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況

区 分	第99期 平成17年度	第100期 平成18年度	第101期 平成19年度	第102期 平成20年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	577,061	618,158	647,846	554,094
経 常 利 益 (百万円)	22,353	25,248	11,222	△16,936
当 期 純 利 益 (百万円)	9,684	12,755	△10,310	△31,442
1株当たり当期純利益 (円)	17.79	23.56	△19.00	△57.77
純 資 産 (百万円)	125,994	142,111	128,997	88,781
総 資 産 (百万円)	533,526	579,463	540,473	478,571

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 当社は、第99期は旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成し、第100期から「会社法」第444条に規定する連結計算書類を作成しております。
3. 第100期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
4. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第99期 平成17年度	第100期 平成18年度	第101期 平成19年度	第102期 平成20年度 (当期)
売 上 高 (百万円)	202,763	241,192	202,856	165,893
経 常 利 益 (百万円)	11,102	14,833	8,035	△3,468
当 期 純 利 益 (百万円)	5,089	10,322	△6,988	△28,063
1株当たり当期純利益 (円)	9.39	19.06	△12.87	△51.54
純 資 産 (百万円)	93,535	102,227	92,264	60,272
総 資 産 (百万円)	277,919	306,495	268,594	244,541

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第100期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
3. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。

(6) 当社グループの主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

- ① アルミナ、水酸化アルミニウム、各種化学品およびアルミニウム地金・合金等の製造、販売を行っております。
- ② アルミニウム板およびアルミニウム押出製品の製造、販売を行っております。
- ③ 電子材料、産業部品、景観関連製品、冷凍・冷蔵庫用パネル、箔、パウダー・ペースト、輸送関連製品等のアルミニウム加工製品、炭素製品の製造、販売ならびに運送、情報処理および保険代理等のサービスの提供を行っております。
- ④ ビル用建材、店舗用建材および住宅用建材の設計、製造、施工、販売を行っております。

(7) 当社グループの主要な営業所および事業所（平成21年3月31日現在）

① 当社

営 業 所	本店(東京都)、大阪支社(大阪市)、名古屋支社(名古屋市)、富士支店(静岡県)、北九州支店(北九州市)、勇払営業所(北海道)、浜松営業所(浜松市)、福岡営業所(福岡市)
事 業 所	苫小牧製造所(北海道)、蒲原製造所(静岡市)、船橋工場(千葉県)、新潟工場(新潟市)、清水工場(静岡市)、名古屋工場(愛知県)、グループ技術センター(静岡市)

② 重要な子会社

国 内	新日軽株式会社(東京都)、東洋アルミニウム株式会社(大阪市)、理研軽金属工業株式会社(静岡市)、日本電極株式会社(静岡市)、日軽産業株式会社(静岡市)、日本フルハーブ株式会社(神奈川県)、日軽エムシーアルミ株式会社(東京都)、東海アルミ箔株式会社(横浜市)、日軽パネルシステム株式会社(東京都)、日軽インテクト株式会社(東京都)、日軽形材株式会社(東京都)
海 外	ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド(タイ王国)

(8) 当社グループの使用人の状況（平成21年3月31日現在）

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
13,678名	406名(減)

(注) 1. 上記使用人数は就業人員数であります。

2. 当社の使用人数は1,887名(前期末比72名増)であります。(当社からの出向者を含みません。)

(9) 当社の重要な子会社の状況（平成21年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
新日軽株式会社	16,403	99.99 (0.34)	アルミニウムサッシ、カーテンウォール等の建材製品の製造、販売および工事請負
東洋アルミニウム株式会社	8,000	100.0	アルミ箔、アルミパウダー・ペースト等の製造、販売
理研軽金属工業株式会社	1,715	99.95 (1.41)	建材製品の製造、販売
日本電極株式会社	1,200	100.0	電極その他の炭素製品の製造、販売
日軽産業株式会社	1,010	98.7 (0.1)	アルミニウム加工製品その他各種製品の販売、工事請負、損害保険代理および不動産売買
日本フルハーフ株式会社	1,002	66.0	各種自動車用車体（バン架装、トレーラー）等の製造、販売
日軽エムシーアルミ株式会社	1,000	55.0	鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売
東海アルミ箔株式会社	780	98.7 (98.7)	アルミ箔およびその加工品の製造、販売
日軽パネルシステム株式会社	470	100.0	冷凍・冷蔵庫用パネル等の製造、販売および関連工事の請負
日軽金アクト株式会社	460	100.0	アルミニウム押出製品、アルミニウム加工製品等の製造、販売
日軽型材株式会社	400	100.0	アルミニウム押出製品の製造、販売
ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド	百万タイバツ 141	100.0	アルミニウム板、アルミ箔の製造、販売

- (注) 1. 新日軽株式会社、理研軽金属工業株式会社、日軽産業株式会社および東海アルミ箔株式会社に対する出資比率は、括弧内に表示している間接保有比率を含めて表示しております。
2. 東海アルミ箔株式会社に対する出資比率については、同社発行の議決権のない優先株式を除いて算出しております。
3. 当連結会計年度末日における連結子会社は110社、持分法適用関連会社は19社であります。

(10) 当社の重要な他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社グループの建材事業の中核たる新日軽株式会社の事業再構築を図るべく、同社においては平成20年9月29日付で無償減資（26,134百万円）および資本準備金の額の減少（3,965百万円）を行うとともに、15,000百万円の新株発行増資（うち資本組入額7,500百万円）を行い、当社がその増資新株のすべてを引き受けました。さらに同社においては平成21年3月27日付で12,000百万円の新株発行増資（うち資本組入額6,000百万円）を行い、当社がその増資新株のすべてを引き受けました。この結果、同社の資本金は前期末の29,038百万円から16,403百万円となり、当社の同社に対する出資比率は前期末の99.97%（うち間接保有比率1.97%）から99.99%（うち間接保有比率0.34%）となりました。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	62,491
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,949
株式会社三井住友銀行	15,839
中央三井信託銀行株式会社	13,381
住友信託銀行株式会社	12,934
三菱UFJ信託銀行株式会社	12,815

2. 当社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,600,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 545,126,049株（自己株式828,857株を含みます。）
 (3) 株主数 60,542名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	30,996	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,506	4.1
第一生命保険相互会社	20,001	3.7
メリルリンチ日本証券株式会社	17,916	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,097	3.0
朝日生命保険相互会社	15,000	2.8
財団法人軽金属奨学会	14,910	2.7
日軽ケイユ一会	12,997	2.4
滑川軽銅株式会社	12,495	2.3
株式会社みずほコーポレート銀行	11,263	2.1

3. 当社の新株予約権等に関する事項（平成21年3月31日現在）

当社が発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

- (1) 2009年9月30日満期ゼロ・クーポン円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権（平成16年7月26日発行）

発行決議の日	平成16年7月8日
新株予約権の数	1,990個
目的たる株式の種類および数	普通株式 28,570,714株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	350円
権利行使期間	平成16年8月9日から平成21年9月16日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）前まで。ただし、当社が当該社債の全部を任意償還する場合は当該償還日の5銀行営業日（ルクセンブルク時間）前まで、また当社が当該社債につき期限の利益を喪失した場合はその時まで。

(注) 平成19年9月28日付で当該社債の一部が繰上償還された結果、同日付で新株予約権の数が10個、目的たる株式の数が143,571株減少しております。

- (2) 2016年9月30日満期ゼロ・クーポン円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権（平成18年7月21日発行）

発行決議の日	平成18年7月5日
新株予約権の数	4,000個
目的たる株式の種類および数	普通株式 49,507,389株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	406円
権利行使期間	平成18年8月4日から平成28年9月16日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）前まで。ただし、当社が当該社債の全部を任意償還する場合は当該償還日の5銀行営業日（ルクセンブルク時間）前まで、当該新株予約権付社債の所持人の選択により本社債を繰上償還する場合は、新株予約権行使受付代理人兼支払代理人に償還請求書が預託されるまで、また当社が当該社債につき期限の利益を喪失した場合はその時まで。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

氏名	地位	担当、主な職業および他の法人等の代表状況
佐藤 薫 郷	代表取締役会長	
石山 喬	代表取締役社長	商品化事業化戦略プロジェクト室管掌
藤岡 誠	取締役	専務執行役員 内部統制推進室長、コンプライアンス担当、監査室管掌、法務部管掌、環境担当、グループ営業特命担当
加藤 彰	取締役	専務執行役員 技術・開発グループ長、製品安全・品質保証統括部長、電極箔事業部管掌
* 石原 充	取締役	専務執行役員 化成品事業部長、板事業部管掌
浅野 光 昭	取締役	常務執行役員 経理部管掌、資材・物流部管掌
今須 聖 雄	取締役	東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長
中嶋 豪	取締役	新日軽株式会社代表取締役社長
* 比企 能 信	取締役	日本フルハーフ株式会社代表取締役社長
飯島 英 胤	取締役	東レ株式会社特別顧問 社団法人日韓経済協会会長 財団法人日韓産業技術協力財団理事長
酒井 邦 弥	取締役	中央不動産株式会社特別顧問
浜辺 順 彦	常勤監査役	
* 中村 秀 樹	常勤監査役	
藤田 讓	監査役	朝日生命保険相互会社代表取締役会長 社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長
わ じき 和 食 克 雄	監査役	法政大学大学院アカウンティング専攻客員教授
* 結城 康 郎	監査役	弁護士

- (注) 1. *印の取締役および監査役は、平成20年6月26日開催の第101回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
2. 平成20年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、取締役小林基、同弘永真人、常勤監査役上田正三および監査役武田清一は、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役のうち飯島英胤および酒井邦弥は、社外取締役であります。
4. 監査役のうち藤田讓、和食克雄および結城康郎は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役中村秀樹は、長年にわたり当社において経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役和食克雄は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 平成21年5月1日付で、取締役浅野光昭にグループ・メタルセンター管掌を委嘱いたしました。

8. 上記のほか、取締役および監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏 名	地 位	兼 職 先 お よ び 兼 職 内 容
佐 藤 薫 郷	代表取締役会長	新日軽株式会社取締役 玉井商船株式会社取締役
石 山 喬	代表取締役社長	新日軽株式会社取締役 東洋アルミニウム株式会社取締役
石 原 充	取 締 役	玉井商船株式会社取締役
浅 野 光 昭	取 締 役	新日軽株式会社監査役 東洋アルミニウム株式会社監査役
藤 田 讓	監 査 役	富士急行株式会社取締役 横浜ゴム株式会社監査役 日本ゼオン株式会社監査役 株式会社A D E K A 監査役 日本通運株式会社監査役 古河電気工業株式会社監査役 富士電機ホールディングス株式会社監査役

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12 (2)	223 (8)
監 査 役 (うち社外監査役)	7 (4)	52 (12)
合 計 (うち社外役員)	19 (6)	275 (21)

- (注) 1. 当期末日における在籍人員は、取締役11名および監査役5名ですが、上記支給人員には、平成20年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名(うち社外監査役1名)が含まれており、その支給額は取締役報酬6百万円および監査役報酬6百万円(うち社外監査役報酬1百万円)であります。
2. 上記のほか、平成20年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)に対し、監査役退職慰労金8百万円(うち社外監査役退職慰労金3百万円)を支払っております。また、平成21年6月26日開催予定の第102回定時株主総会終結の時をもって退任予定の取締役1名に対し、取締役退職慰労金120百万円を支払う予定であります。
3. 役員退職慰労金制度は、平成17年6月29日をもって廃止しており、上記2. の役員退職慰労金については、同日開催の第98回定時株主総会における打切り支給決議に基づき、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任時に支払うものであります。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額33百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず)であります。(平成17年6月29日第98回定時株主総会決議)
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額8百万円以内であります。(平成17年6月29日第98回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼任の状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）

氏名	地位	兼任先および兼任内容
藤田 讓	監査役	朝日生命保険相互会社代表取締役会長（注） 富士急行株式会社社外取締役 横浜ゴム株式会社社外監査役 日本ゼオン株式会社社外監査役 株式会社A D E K A社外監査役 日本通運株式会社社外監査役 古河電気工業株式会社社外監査役 富士電機ホールディングス株式会社社外監査役

（注）当社は、朝日生命保険相互会社と融資を受けるなどの取引を行っております。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
飯島 英胤	取締役	当期において開催された取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
酒井 邦弥	取締役	当期において開催された取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
藤田 讓	監査役	当期において開催された取締役会13回のうち7回に、また、監査役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
和食 克雄	監査役	当期において開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
結城 康郎	監査役	当期において、就任後に開催された取締役会11回すべてに、また、監査役会6回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第99回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社は社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

5. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人に関する事項

① 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

② 報酬等の額

(ア) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

108百万円

(注) 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

(イ) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

207百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、理研軽金属工業株式会社、東海アルミ箔株式会社およびニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッドについては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制システムに関するアドバイザリー業務および他の会社との共同事業における取引金額精算に関する調査等の業務を委託し、対価を支払っております。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する事項

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社から成る企業集団の取締役、執行役員および従業員が、コンプライアンス（法令、会社規則、企業倫理等の遵守）に則った行動をとるために、グループ経営方針およびグループ・コンプライアンスコード（企業行動憲章）を定め、その推進を図る。

企業集団の事業活動におけるコンプライアンスの確保を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス所管部署を配し、実務面での実践を徹底する。

企業集団におけるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正することを目的として、通報者の保護を徹底した内部通報制度（ホットライン）を設置、運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関とも連携し毅然と対応していく。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体（文書および電磁的記録）を会社規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団における様々なリスク（損失の危険）に対して、管理体制、管理手法等を定めた会社規則を定め、リスク管理について組織的な対応を行う。

特に、当社グループ事業の特性上重要度の高い品質管理、環境保全、災害対策等のリスク管理については、横断的な取組みを推進する権限と責任を有する統括役員および主管部署が、規程等を整備し、企業集団の各部門におけるリスク管理状況の把握・評価に努めるとともに、必要に応じて指導する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業集団の事業の推進における効率性を確保するために、以下に記載する経営管理システムにより、組織的な対応を行う。

1) 経営会議による意思決定

企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、当社取締役会の下に、代表取締役社長、役付執行役員および当社取締役を兼務する子会社役員の全員で構成される経営会議を組織し審議する。

2) 中期経営計画、年度予算、業績管理

目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて事業競争力の強化を図るため、当社単独および連結の目標値を中期経営計画、年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。

3) 内部監査体制

当社代表取締役社長直属の内部監査を所管する監査室を置き、企業集団の事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および実施状況の有効性および妥当性の監査を実施し、その結果に対して必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行う。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制整備としては、(1)から(4)に規定するほか、以下に記載のとおりとする。

- 1) 子会社の経営については、その自律性を尊重しつつ、子会社管理に関する会社規則に基づき、適切な経営管理を行う。
- 2) 当社の取締役、執行役員または従業員が子会社の監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社監査役の職務を補助する組織として監査役業務室を設置し、取締役の指揮命令に服さない専任の使用人を置く。また、監査室、法務部等に所属する使用人も監査役の職務を補助する。

監査役業務室の使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分ならびに監査役業務室の組織変更については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役に報告すべき事項は以下に記載のとおりとし、報告方法等については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

- 1) 会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼす恐れのある事項
- 2) 毎月の経営状況として重要な事項
- 3) 内部監査状況および損失の危険の管理に関する重要な事項
- 4) コンプライアンスに反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実
- 5) 子会社に関し、1)から4)に該当する重要な事項

当社常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役に対して、取締役、執行役員および従業員からヒアリングを実施する機会を提供するとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ（特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。）による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする株券等の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式公開会社として当社株券等の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株券等の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でない判断すべきであると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「アルミにこだわり、アルミを超えていく」という経営理念のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの事業を大きな川に例えると、ボーキサイトを原料とするアルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ地金・合金地金の製造が続きます。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品、建材、各種加工製品に至る広範な領域において事業展開しております。こうした事業形態により、当社グループはわが国唯一の「アルミ総合一貫メーカー」としての特色を有しており、今後ともグループの幅広い有形・無形の経営資源を活かし、高品質の商品・サービスを提供してまいります。

当社グループは、前連結会計年度を初年度とする3ヵ年の「中期経営計画」を策定し、この中で以下の8項目を基本方針としております。

- ① 成長分野への積極的な経営資源投入による事業領域の拡大
- ② 基盤ビジネス分野における需要創造と収益力強化

- ③ 海外ビジネスの積極的な展開
- ④ 素材技術の一層の充実
- ⑤ 建材事業における事業構造改善の完遂
- ⑥ 成長の実現を確たるものとする人材の育成
- ⑦ コーポレートガバナンスの充実とCSR推進
- ⑧ 財務体質の改善と積極的な株主還元

当社グループは、この「中期経営計画」の下、高い付加価値商品・サービス群で構成された企業集団としての姿を追求し、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存であります。

(3) 不適切な者による支配の防止に関する取組み

当社では、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成19年4月27日開催の取締役会において「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の導入につき株主の皆さまにご承認をお願いすることを決議し、平成19年6月28日開催の第100回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただきました。また、当社は本プランの導入に伴い、独立委員会を設置し、独立委員会の委員として、飯島英胤、和食克雄および結城康郎の3氏が選任され、就任しております。

本プランの概要は以下のとおりであります。本プランの詳細につきましては、平成19年4月27日付の当社ニュースリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の導入について」および平成19年5月15日付の当社ニュースリリース「(訂正)「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の導入について」の一部訂正について」をご参照ください。(当社ウェブサイト <http://www.nikkeikin.co.jp>)

① 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループ(当社の株券等の保有者およびその共同保有者、または買付等を行う者およびその特別関係者)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

② 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から

当社取締役会が選任します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動について諮問し、独立委員会は大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

③ 大規模買付ルールの概要

本プランでは、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、事前に大規模買付ルールに従う旨の誓約など、一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）の提出を求めます。大規模買付行為は、大規模買付者が評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間の取締役会評価期間経過後のみに開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、独立した第三者である専門家の助言を受けながら提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

④ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。

⑤ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成22年6月30日までに開催される第103回定時株主総会終結の時までとします。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

本プランは、株主の皆さまのご承認を得て導入されたものであり、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。従いまして、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに適宜情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	257,386	流 動 負 債	264,386
現金及び預金	44,223	支払手形及び買掛金	78,063
受取手形及び売掛金	124,230	短期借入金	132,352
商品及び製品	26,732	1年内償還予定社債	9,955
仕掛品	28,947	未払法人税等	854
原材料及び貯蔵品	19,395	その他	43,162
繰延税金資産	6,629	固 定 負 債	125,404
その他	9,838	社債	20,662
貸倒引当金	△2,608	長期借入金	68,336
固 定 資 産	221,185	退職給付引当金	27,163
有 形 固 定 資 産	176,231	再評価に係る繰延税金負債	522
建物及び構築物	56,858	その他	8,721
機械装置及び運搬具	44,899	負 債 合 計	389,790
工具器具備品	5,662	(純 資 産 の 部)	
土地	63,076	株 主 資 本	85,170
建設仮勘定	5,736	資本金	39,085
無 形 固 定 資 産	5,005	資本剰余金	25,420
のれん	1,376	利益剰余金	20,835
その他	3,629	自己株式	△170
投 資 そ の 他 の 資 産	39,949	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,255
投資有価証券	25,317	その他有価証券評価差額金	374
繰延税金資産	6,548	繰延ヘッジ損益	△991
その他	10,590	土地再評価差額金	145
貸倒引当金	△2,506	為替換算調整勘定	△783
資 産 合 計	478,571	少 数 株 主 持 分	4,866
		純 資 産 合 計	88,781
		負 債 純 資 産 合 計	478,571

連結損益計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		554,094
売 上 原 価		477,374
売 上 総 利 益		76,720
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		88,612
営 業 損 失		11,892
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	552	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,001	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	2,983	4,536
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,750	
過 年 度 退 職 給 付 費 用	2,025	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,805	9,580
経 常 損 失		16,936
特 別 損 失		
減 損 損 失	5,245	
特 別 退 職 金	5,047	
事 業 再 編 損 失	2,461	
製 品 不 具 合 対 策 費 用	1,859	
固 定 資 産 除 却 損	437	15,049
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		31,985
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,110	
法 人 税 等 調 整 額	457	1,567
少 数 株 主 損 失		2,110
当 期 純 損 失		31,442

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		繰延ヘッジ損益	
資本金		前期末残高	308
前期末残高	39,085	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,299
当期変動額合計	—	当期変動額合計	△1,299
当期末残高	39,085	当期末残高	△991
資本剰余金		土地再評価差額金	
前期末残高	25,420	前期末残高	145
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—
当期末残高	25,420	当期変動額合計	—
利益剰余金		当期末残高	145
前期末残高	53,911	為替換算調整勘定	
当期変動額		前期末残高	793
剰余金の配当	△1,634	当期変動額	
当期純損失	△31,442	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,576
当期変動額合計	△33,076	当期変動額合計	△1,576
当期末残高	20,835	当期末残高	△783
自己株式		評価・換算差額等合計	
前期末残高	△122	前期末残高	3,465
当期変動額		当期変動額	
自己株式の取得	△48	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,720
当期変動額合計	△48	当期変動額合計	△4,720
当期末残高	△170	当期末残高	△1,255
株主資本合計		少数株主持分	
前期末残高	118,294	前期末残高	7,238
当期変動額		当期変動額	
剰余金の配当	△1,634	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,372
当期純損失	△31,442	当期変動額合計	△2,372
自己株式の取得	△48	当期末残高	4,866
当期変動額合計	△33,124	純資産合計	
当期末残高	85,170	前期末残高	128,997
評価・換算差額等		当期変動額	
その他有価証券評価差額金		剰余金の配当	△1,634
前期末残高	2,219	当期純損失	△31,442
当期変動額		自己株式の取得	△48
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,845	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,092
当期変動額合計	△1,845	当期変動額合計	△40,216
当期末残高	374	当期末残高	88,781

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 114社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 新日軽(株)、東洋アルミニウム(株)、理研軽金属工業(株)、日本電極(株)、日軽産業(株)、日本フルハーフ(株)、日軽エムシーアルミ(株)、東海アルミ箔(株)、日軽パネルシステム(株)、日軽金アクト(株)、日軽形材(株)、ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド |
| ③ 主要な非連結子会社の名称 | エー・エル・ピー(株) |

なお、非連結子会社は、その合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

④ 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、日軽（上海）汽车配件有限公司は新たに子会社として設立したため、連結の範囲に含めております。

一方、フルハーフ茨城(株)は当連結会計年度において日本フルハーフ(株)が吸収合併したため、新日軽ベストシステム(株)は日軽情報システム(株)が吸収合併したため、連結の範囲から除外しておりますが、除外までの期間の損益及び剰余金は、連結計算書類に含まれているため、それぞれ連結の範囲に含めております。また、(株)日軽プロダクツ及び(株)NPCは清算終了したため、連結の範囲から除外しておりますが、除外までの期間の損益及び剰余金は、連結計算書類に含まれているため、それぞれ連結子会社の数に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ① 持分法適用関連会社の数 | 20社 |
| ② 主要な持分法適用関連会社の名称 | (株)東邦アーステック |
| ③ 持分法を適用しない主要な関連会社の名称 | 苫小牧サイロ(株) |
| ④ 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称 | エー・エル・ピー(株) |

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

⑤ 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、ダイキ・ニッケイ・タイ・カンパニー・リミテッドは当社が同社株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しておりますが、除外までの期間の損益及び剰余金は、連結計算書類に含まれているため、持分法適用関連会社の数に含めております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(ii) デリバティブ

時価法

(iii) たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は7,596百万円、当期純損失は4,873百万円それぞれ増加しております。またこの変更に伴い、従来営業外費用に計上しておりました、たな卸資産評価減について、売上原価において処理することに変更しております。これにより、当連結会計年度の営業損失は2,159百万円増加しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

主として定額法

（リース資産を除く）

（追加情報）

当社及び国内連結子会社は、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正を契機として、資産の利用状況を見直した結果、当連結会計年度より、機械装置等の耐用年数を変更しております。

これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は2,127百万円、当期純損失は1,439百万円それぞれ増加しております。

(ii) 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(iii) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異のうち、一括費用処理した早期退職優遇措置による退職者等に係る額以外を12年により按分して、過年度退職給付費用として営業外費用に計上しております。

また、数理計算上の差異のうち、一括費用処理した早期退職優遇措置による退職者等に係る額以外を、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を行っております。

⑤ 消費税等の会計処理の方法

税抜方式によっております。

⑥ 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

⑦ のれんの償却の方法及び期間

のれんの償却については、実質的判断により見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には発生日を含む連結会計年度において一括償却しております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、部分時価評価法によっております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

① 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行なっております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

② 「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保資産

現金及び預金	6百万円
建物及び構築物	28,890百万円
機械装置及び運搬具	17,070百万円
工具器具備品	543百万円
土地	19,827百万円
投資有価証券	327百万円
計	66,663百万円

担保付債務

支払手形及び買掛金	512百万円
短期借入金	2,318百万円
流動負債「その他」	21百万円
長期借入金 (1年内返済長期借入金を含む)	16,327百万円
固定負債「その他」	889百万円
計	20,067百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

334,365百万円

(3) 偶発債務

① 保証債務

日本アサハンアルミニウム(株) (39,392千米ドルを含む) (うち共同保証による実質他社負担額	3,977百万円 994百万円)
YHSインターナショナル・リミテッド (95,756千タイパーツを含む) (うち共同保証による実質他社負担額	265百万円 174百万円)
コスモ工業(株)	120百万円
苫小牧サイロ(株)	20百万円
小樽運送事業協同組合	3百万円
従業員(住宅資金融資)	3百万円
計	4,388百万円

② 連結会社以外(2社)への借入債務に対する保証類似行為は783百万円であります。

(4) 受取手形割引高 376百万円

(5) 受取手形裏書譲渡高 5百万円

(6) 土地の再評価

平成17年5月において、持分法適用関連会社より連結子会社となった東海アルミ箔㈱が、平成12年3月31日に「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております145百万円は、同社の土地再評価差額から評価差額に係る税効果相当額を控除し、さらに再評価実施時の当社持分比率を乗じた金額であります。

3. 連結損益計算書に関する注記

重要な減損損失

当連結会計年度において当社グループは、減損損失を特別損失として、5,245百万円計上しておりますが、そのうち、重要なものは以下のとおりであります。

用途	場所	種類	金額(百万円)
休止予定の事業用資産	千葉県船橋市	建物及び構築物等	建物及び構築物 1,951
			機械装置及び運搬具 878
			工具器具備品 210
			合計 3,039

建材事業環境の悪化や競争激化に対応するため、生産拠点を集約・再編する一環として船橋製造所の素材製造部門を休止することに伴い、減損損失を3,039百万円計上しております。

当該資産については休止予定であることから、備忘価額まで減損処理をしております。

なお、資産のグルーピングは、事業用資産についてはキャッシュ・フローを生み出す独立した事業部門単位毎に、また賃貸資産についてはその管理事業所単位毎、遊休資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	545,126千株	一千株	一千株	545,126千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,634百万円	3円00銭	平成20年3月31日	平成20年6月27日

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 154円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 57円77銭 |

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	88,173	流 動 負 債	108,763
現金及び預金	14,260	支払手形	1,091
受取手形	4,275	買掛金	14,952
売掛金	34,733	短期借入金	64,614
商品及び製品	11,079	1年内償還予定社債	9,954
仕掛品	4,867	リース債務	527
原材料及び貯蔵品	4,747	未払金	6,456
繰延税金資産	2,068	未払費用	4,554
短期貸付金	3,352	未払法人税等	88
未収入金	7,734	その他	6,522
その他	1,141	固 定 負 債	75,505
貸倒引当金	△88	社債	20,073
固 定 資 産	156,368	長期借入金	48,179
有 形 固 定 資 産	77,105	リース債務	1,614
建物	16,180	退職給付引当金	4,669
構築物	11,301	その他	969
機械装置	21,178	負 債 合 計	184,269
車両運搬具	146	(純 資 産 の 部)	
工具器具備品	1,382	株 主 資 本	61,066
土地	23,961	資 本 金	39,084
建設仮勘定	2,953	資 本 剰 余 金	37,743
無 形 固 定 資 産	936	資本準備金	27,743
投 資 そ の 他 の 資 産	78,325	その他資本剰余金	10,000
投資有価証券	12,601	利 益 剰 余 金	△15,609
関係会社株式	57,633	その他利益剰余金	△15,609
長期貸付金	10,061	固定資産圧縮積立金	27
繰延税金資産	2,701	繰越利益剰余金	△15,637
その他	2,486	自 己 株 式	△152
投資損失引当金	△1,160	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△793
貸倒引当金	△5,998	その他有価証券評価差額金	204
		繰延ヘッジ損益	△998
資 産 合 計	244,541	純 資 産 合 計	60,272
		負 債 純 資 産 合 計	244,541

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		165,893
売 上 原 価		158,466
売 上 総 利 益		7,426
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,410
営 業 損 失		5,983
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,599	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	4,005	7,604
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,637	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,452	5,089
経 常 損 失		3,468
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	635	635
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	24,500	
固 定 資 産 除 却 損	437	24,937
税 引 前 当 期 純 損 失		27,769
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△956	
法 人 税 等 調 整 額	1,250	294
当 期 純 損 失		28,063

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		前期末残高	△103
前期末残高	39,084	当期変動額	
当期変動額	—	自己株式の取得	△48
当期変動額合計	—	当期変動額合計	△48
当期末残高	39,084	当期末残高	△152
資本剰余金		株主資本合計	
資本準備金		前期末残高	90,812
前期末残高	27,743	当期変動額	
当期変動額	—	固定資産圧縮積立金の取崩	—
当期変動額合計	—	剰余金の配当	△1,633
当期末残高	27,743	当期純損失	△28,063
その他資本剰余金		自己株式の取得	△48
前期末残高	10,000	当期変動額合計	△29,746
当期変動額	—	当期末残高	61,066
当期変動額合計	—	評価・換算差額等	
当期末残高	10,000	その他有価証券評価差額金	
資本剰余金合計		前期末残高	1,151
前期末残高	37,743	当期変動額	
当期変動額	—	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△947
当期変動額合計	—	当期変動額合計	△947
当期末残高	37,743	当期末残高	204
利益剰余金		繰延ヘッジ損益	
その他利益剰余金		前期末残高	300
固定資産圧縮積立金		当期変動額	
前期末残高	30	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,298
当期変動額	△2	当期変動額合計	△1,298
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	当期末残高	△998
当期変動額合計	△2	評価・換算差額等合計	
当期末残高	27	前期末残高	1,452
繰越利益剰余金		当期変動額	
前期末残高	14,057	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,246
当期変動額	2	当期変動額合計	△2,246
固定資産圧縮積立金の取崩	2	当期末残高	△793
剰余金の配当	△1,633	純資産合計	
当期純損失	△28,063	前期末残高	92,264
当期変動額合計	△29,695	当期変動額	
当期末残高	△15,637	固定資産圧縮積立金の取崩	—
利益剰余金合計		剰余金の配当	△1,633
前期末残高	14,088	当期純損失	△28,063
当期変動額	—	自己株式の取得	△48
固定資産圧縮積立金の取崩	—	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,246
剰余金の配当	△1,633	当期変動額合計	△31,992
当期純損失	△28,063	当期末残高	60,272
当期変動額合計	△29,697		
当期末残高	△15,609		

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、当期の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は3,384百万円、当期純損失は2,439百万円それぞれ増加しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、清水工場、蒲原ケミカル工場、名古屋工場、新潟工場容器部門及び一部の貸与資産については、定率法(建物を除く)を適用しております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産(少額減価償却資産)については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械装置 2～22年

（追加情報）

減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正を契機として、資産の利用状況を見直した結果、当期より、機械装置等の耐用年数を変更しております。

これにより、当期の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は1,093百万円、当期純損失は788百万円それぞれ増加しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

子会社等への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異のうち、一括費用処理した早期退職優遇措置による退職者等に係る額以外を12年により按分して、その他の営業外費用に計上しております。

また、数理計算上の差異のうち、一括費用処理した早期退職優遇措置による退職者等に係る額以外を、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定率法により、それぞれ発生の日から費用処理することとしております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建債権債務及び外貨建予定取引

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払金利

(商品関連)

ヘッジ手段…アルミニウム地金先渡取引

ヘッジ対象…アルミニウム地金の販売及び購入取引

③ ヘッジ方針

将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金の価格変動リスク等、様々な市場リスクの回避を目的として行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。

(6) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 担保資産及び担保付債務

担保資産

建物	5,373百万円
構築物	9,633百万円
機械装置	14,624百万円
工具器具備品	393百万円
土地	5,530百万円
計	35,556百万円

担保付債務

流動負債「リース債務」	21百万円
長期借入金 (1年内返済長期借入金を含む)	3,461百万円
固定負債「リース債務」	888百万円
計	4,370百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 144,464百万円

(4) 偶発債務

保証債務

日本アサハンアルミニウム(株) (39,392千米ドルを含む) (うち共同保証による実質他社負担額)	3,976百万円 994百万円
その他1社	20百万円
計	3,997百万円

保証類似行為

新日軽(株)	34,315百万円
(株)住軽日軽エンジニアリング	780百万円
その他1社	2百万円
計	35,097百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	27,705百万円
長期金銭債権	9,146百万円
短期金銭債務	11,429百万円
長期金銭債務	282百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売上高	73,186百万円
仕入高	38,369百万円
営業取引以外の取引高	17,376百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(注)	465千株	363千株	一千株	828千株
合計	465千株	363千株	一千株	828千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加363千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	16,097百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,449百万円
退職給付引当金	1,900百万円
繰越欠損金	1,583百万円
固定資産除却損否認額	1,129百万円
繰延ヘッジ損益	685百万円
その他	6,130百万円

繰延税金資産小計 29,975百万円

評価性引当額 △23,334百万円

繰延税金資産合計 6,641百万円

繰延税金負債

投資価額修正	△989百万円
その他有価証券評価差額金	△116百万円
その他	△765百万円

繰延税金負債合計 △1,871百万円

繰延税金資産の純額 4,770百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	232百万円	101百万円	131百万円
車 両 運 搬 具	48百万円	31百万円	16百万円
工 具 器 具 備 品	182百万円	81百万円	101百万円
無 形 固 定 資 産	78百万円	56百万円	21百万円
合 計	541百万円	270百万円	271百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	88百万円
1年超	189百万円
計	277百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	111百万円
減価償却費相当額	100百万円
支払利息相当額	10百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 1	科 目	期末残高 (百万円) (注) 1
					役 員 兼 任 等	事 業 関 係 上 係				
子会社	新日軽 株	16,403	アルミニウムサッシ、カーテンウォール等の建材製品の製造、販売及び工事請負	99.99	兼任6名	当社の販売先	債務保証等 (注) 2	34,315	—	—
							増資の引受 (注) 3	27,000	—	—
							資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取 (注) 4	25,100 25,100 44	短期貸付金	—
							製品の販売 (注) 5	12,871	売掛金	4,310
	日軽金アクト (株)	460	アルミニウム押出製品、アルミニウム加工製品等の製造、販売	100.0	兼任1名	当社の販売先	製品の販売 (注) 5	19,928	売掛金	5,084
	ホクセイ日軽 (株)	10	休 眠 中	100.0	兼任4名	—	利息の受取 (注) 4	59	長期貸付金	3,335

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 新日軽株への債務保証等は、金融機関からの借入に対する保証類似行為であります。
 3. 当社が新日軽株の行った第三者割当増資を1株につき500円で引き受けたものであります。
 4. 上記各社への資金の貸付については、貸付利率を市場金利に基づき決定しております。
 5. 上記各社への当社製品の販売価格については、市場価格に基づき決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 110円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 51円54銭 |

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

日本軽金属株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 道夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 秀満 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本軽金属株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本軽金属株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月12日

日本軽金属株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 道夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 狩野 茂行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 秀満 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本軽金属株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に記載のとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を確認いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社子会社である新日軽株式会社において、ビル用樹脂サッシの一部製品について防火設備個別認定を不適切な方法で取得していた等の法令違反がありました。

本件については、当社グループとしてコンプライアンス意識の高揚や品質管理の強化を図るなど新たな再発防止策を策定いたしております。

監査役会は、再発防止策の実施状況について、継続して監視いたします。

平成21年5月14日

日本軽金属株式会社 監査役会

常勤監査役 浜 辺 順 彦 ⑩

常勤監査役 中 村 秀 樹 ⑩

社外監査役 藤 田 讓 ⑩

社外監査役 和 食 克 雄 ⑩

社外監査役 結 城 康 郎 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同法附則第6条第1項の規定により廃止したものとみなされている現行定款第8条を削除するとともに、株券の存在を前提とした規定の削除等、現行定款第9条第2項、第10条第3項、第14条および第40条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款第8条の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 株主の権利行使に際しての手続きについて、株式取扱規則に定める旨を明確にするため、現行定款第11条について所要の変更を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、経過的な措置を附則に規定するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>第15条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>第14条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当該株式の数	当社との 特別関係
1	いし やま たかし 石 山 喬 (昭和19年3月9日生)	昭和42年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成13年4月 当社常務執行役員 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社専務執行役員 平成16年6月 当社商品化学業化戦略プロジェクト室管掌 現在に至る 平成17年6月 当社メタル合金事業部管掌、 素形材事業部管掌 平成18年6月 当社副社長執行役員、社長 全般補佐 平成19年4月 当社板事業部管掌 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	113,095株	なし
2	ふじ おか まこと 藤 岡 誠 (昭和25年3月27日生)	昭和47年4月 通商産業省（現経済産業 省）入省 平成8年6月 同省大臣官房審議官 平成13年2月 アラブ首長国連邦駐劄特命 全権大使 平成15年10月 当社常勤顧問 平成16年6月 当社取締役、法務部管掌、 環境担当 現在に至る 平成16年6月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社監査室管掌、グループ 営業特命担当、コンプライ アンス担当 現在に至る 平成17年6月 当社広報・IR室管掌 平成18年5月 当社内部統制推進室長 現在に至る 平成19年6月 当社専務執行役員 現在に至る	71,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る の 数 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 関 係 利 害 関 係
3	いし はら みつる 石 原 充 (昭和24年2月4日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年6月 当社清水工場長 平成13年4月 当社化成品事業部長 現在に至る 平成13年4月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社板事業部管掌 現在に至る 平成20年6月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	37,000株	なし
4	あさ の みつ あき 浅 野 光 昭 (昭和23年7月13日生)	昭和48年4月 日軽アルミ株式会社（昭和 49年10月当社と合併）入社 平成7年7月 当社経理部決算担当部長 平成15年6月 当社経理部長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る 平成20年6月 当社経理部管掌、資材・物 流部管掌 現在に至る 平成21年5月 当社グループ・メタルセン ター管掌 現在に至る	35,000株	なし
5	いま す まさ お 今 須 聖 雄 (昭和17年11月3日生)	昭和40年4月 東洋アルミニウム株式会社 (平成11年10月当社と合 併) 入社 平成8年3月 同社取締役 平成11年5月 株式会社東洋アルミニウム 販売（現東洋アルミニウム 株式会社）取締役 平成12年6月 同社常務取締役、パウダー ・ペースト事業部長 平成14年6月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長、当社 取締役 現在に至る (東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長)	18,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
6	なか じま つよし 中 嶋 豪 (昭和23年4月30日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社常務執行役員、総合企 画部長、中国・東南アジア 担当 平成16年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年6月 当社人事部管掌、安全担当、 苫小牧製造所管掌 平成18年6月 当社専務執行役員、総合企 画部管掌、パネル事業管掌、 景観製品部管掌 平成19年6月 当社軽圧加工事業統括部長 平成20年6月 新日軽株式会社代表取締役 社長 現在に至る (新日軽株式会社代表取締役社長)	90,000株	(注)1.参照
7	ひ き よし のぶ 比 企 能 信 (昭和21年2月22日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年4月 松尾工業株式会社(現日軽 松尾株式会社)代表取締役 社長 平成9年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成13年4月 当社常務執行役員 平成16年6月 当社専務執行役員 平成17年6月 日本フルハーフ株式会社代 表取締役社長 現在に至る 平成20年6月 当社取締役 現在に至る (日本フルハーフ株式会社代表取締役社長)	48,150株	(注)2.参照

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 担 当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 社 式 の 数	当 社 と の 特 別 関 係
8	いい じま ひで たね 飯 島 英 胤 (昭和10年5月5日生)	昭和34年4月 東洋レーヨン株式会社(現 東レ株式会社)入社 平成2年6月 同社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成8年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 同社相談役 平成14年6月 株式会社東レ経営研究所代 表取締役会長兼社長 平成15年6月 東レ株式会社特別顧問 現在に至る 平成16年6月 当社取締役 現在に至る (社団法人日韓経済協会会長) (財団法人日韓産業技術協力財団理事長)	0株	なし
9	さか い くに や 酒 井 邦 弥 (昭和19年5月23日生)	昭和43年4月 株式会社第一銀行入行 平成8年6月 株式会社第一勧業銀行取締 役 平成9年6月 同行常務取締役 平成11年4月 同行専務取締役 平成12年9月 株式会社みずほホールディ ングス取締役副社長 平成14年3月 日本中央地所株式会社代表 取締役社長 平成17年12月 同社常勤顧問 平成18年3月 株式会社ユウシュウコープ 顧問 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年7月 中央不動産株式会社特別顧 問 現在に至る	0株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 株式の数	当社との 特別の 利害関係
10	みやうちただかず 宮内忠一 (昭和23年6月30日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 当社メタル合金事業部営業部長 平成13年10月 当社メタル合金事業部長 現在に至る 平成15年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員、素形材事業部管掌、熱交事業部管掌、蒲原製造所管掌 現在に至る	15,000株	なし
11	おかもといちろう 岡本一郎 (昭和31年6月12日生)	昭和56年4月 当社入社 平成13年4月 当社技術・開発グループグループ技術センター材料グループマネージャー 平成18年6月 当社執行役員、技術・開発グループグループ技術センター長 現在に至る	14,000株	なし

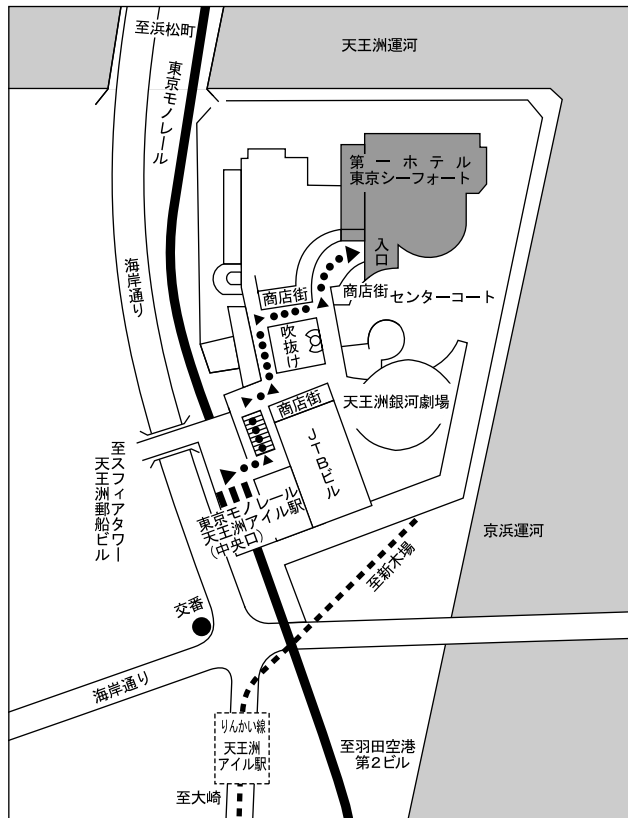
- (注) 1. 当社は、新日軽株式会社とアルミニウム製品等の売買および貸付などの取引を行っております。
2. 当社は、日本フルハーフ株式会社とアルミニウム製品等の販売などの取引を行っております。
3. 取締役候補者飯島英胤および酒井邦弥の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。
(1) 飯島英胤氏は、基礎素材の製造業経営に長年携わっており、幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 酒井邦弥氏は、金融機関の経営に長年携わっており、幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
(1) 飯島英胤氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
(2) 酒井邦弥氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
社外取締役候補者飯島英胤および酒井邦弥の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 東京モノレール「天王洲アイル駅」下車。徒歩約4分。
下の地図の点線(●●●●●▶)の道順で、お越しいただくのが
便利と存じます。
(りんかい線(東京臨海高速鉄道)天王洲アイル駅もご利用
いただけます。徒歩約10分。)



(お願い)

会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。